

武雄市災害義援金 2次配分が決定！

令和元年 8月の前線に伴う大雨により被災された世帯に対し、全国の皆様から寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、対象となる世帯へ支給します。12月18日までに義援金申請された世帯には、年内（12月27日まで）に支給します。

■ 配分対象及び配分額

被害区分		①1次配分額	②2次配分額	③合計額	り災証明書 内容
人的被害	死亡	200,000円	495,000円	695,000円	
住家被害	全壊	200,000円	495,000円	695,000円	全壊
	半壊	100,000円	247,500円	347,500円	大規模半壊 半壊
	一部損壊	20,000円	49,500円	69,500円	一部損壊
	一部損壊 (床上浸水)	20,000円	49,500円	69,500円	一部損壊(床上)

※日本赤十字社佐賀支部・佐賀県共同募金会・佐賀県・武雄市に寄せられた義援金を合わせた金額です。

※り災証明の「一部損壊（床上）」ほか、上記表の住家被害の世帯が対象となります。

※「一部損壊（床下）」は、対象ではありません。

※住家とは、現に居住のために使用している者がいる建物であり、空き家や店舗など住宅として居住する者がいない建物は含みません。

※「り災証明書」発行日が、11月20日までに発行された世帯が対象です。11月21日以降に発行された世帯は、今後の配分委員会で支給時期が決定されます。

■ 義援金の支給を受けるには

・住家の「り災証明書」などの必要書類を準備のうえ、武雄市役所へ申請ください。

※既に申請された世帯は、新たな申請は必要ありません。

■ 申請受付

・場 所 武雄市役所 1階ホール

・時 間 8:30～17:00（土日祝は除く）

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部復興対策室 担当：佐々木、江口、蒲地 TEL: 0954-27-7510